

にほん はたら 日本で働く

にほん はたら ほうりつ
日本には働くことについての法律があって、
はたら ひと まも かいしゃ
働く人を守るために会社がしなければならない
ことなどが決めてあります。

こま かいしゃ しごと ちが
細かいルールは会社や仕事で違いますから、
かいしゃ ひと き
会社の人に聞いてください。



はたら
働くことについての質問は？

しごと こま
仕事で困ったことやわからないことがあったら、
した か やくしょ き
下に書いた役所に聞いてください。

- 『外国人労働者相談コーナー』で相談できます。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>



- 『総合労働相談コーナー』などでも相談できます。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



やくしょ まどぐち
役所の窓口では、13のことばで相談できます。

しごと さが しつもん
仕事を探すことについての質問は？

にほん しごと しょうかい やくしよ
日本には仕事を紹介する『ハローワーク』という役所があります。

しごと さが しょうかい
仕事を探すときは、ハローワークで相談してください。

どこのハローワークでも相談できます。

つうやく
通訳がいるハローワークもあります。↓^みを見てください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000592865.pdf>



かいしゃ ひと しつもん
会社の人からの質問は？



かいしゃ ひと がいこくじん はたら かた し
会社の人^{ひと}が外国人の働き方^{かた}についてよく知らなかったら、

↓^みを見てもらってください。

がいこくじん はたら かいしゃ まも か
(外国人に働いてもらう会社^{かいしゃ}が守るルール^{まも}などが書いて
あります。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html



1

はたら まえ しら 働く前に調べること

1-1 ざいりゅうしかく 在留資格

あなたの在留カードの **在留資格** はなんですか。



- ① 『文化活動』 『短期滞在』 『留学』 『研修』 『家族滞在』
 - **働いてはいけません。** 働きたいときは『資格外活動許可』
 →P.12 をもらいます。
- ② 『永住者』 『日本人の配偶者等』 『永住者の配偶者等』 『定住者』
 - どんな仕事でもできます。
- ③ ①と②以外
 - 在留資格に書いてある仕事だけできます。
 - 別の仕事をしたいときは『資格外活動許可』 →P.12 をもらいます。

1-2 仕事の探し方

1 ハローワーク

- 仕事を探るときは、ハローワークに相談してください。
ハローワークについては **→P.31** を見てください。

2 仕事を紹介する会社を使う場合

- 仕事の紹介をする会社を使う場合に気を付けることは次のとおりです。

- 仕事の紹介にお金を取られていませんか？
仕事の紹介をしてもらうためや、働くためにお金を払う必要はありません。払った場合、払ったことが分かる書類は残しましょう。
- 仕事の紹介をするための許可を持っているか、確認できる会社ですか？
仕事の紹介をするためには、許可が必要です。会社の許可番号を確認しメモしておきましょう。
- 働く条件をきちんと教えてもらっていますか？
仕事の内容や給料、働く場所などは書面などで示すことになっていますので、必ず確認し保管しましょう。

- 許可を持っている会社は「人材サービス総合サイト」で確認できます。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>

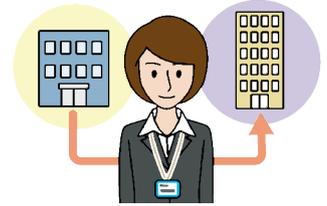


1-3 はたら かた 働き方

なが はたら 長く働くことができる『正社員』以外にもいろいろな働き方があります。

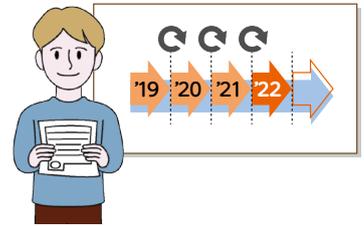
1 はけんしゃいん 派遣社員

- はけんがいしゃ けいやく べつ かいしゃ はたら 派遣会社と契約して、別の会社で働きます。
- きゅうりょう しゃかいほけん はけんがいしゃ き 給料や社会保険は派遣会社が決めます。
- あなたが はたら じかん やす ひ はたら 働いた時間や休んだ日は、働いている会社が記録します。



2 ゆうきけいやくろうどうしゃ 有期契約労働者

- けいやく でいつまで はたら くか 決まっています。
- 1 回の契約は 3 年以内に終わります。
- なんかい おな けいやく く かせ ねん より 何回も同じ契約を繰り返して 3 年より長く働くこともあります。
- かいしゃ によって『契約社員』などいろいろな呼び方があります。



3 たんじかんろうどうしゃ 短時間労働者

- 1 週間の働く時間が 正社員 より短いパートタイマーやアルバイトなどです。



4 ぎょうむいたく うけおい 『業務委託』『請負』という契約で働く人

- かいしゃ ちゅうもん があつたら その 仕事をして 料金をもらいます。
- かいしゃ ひと ではなくて、もらうお金は 給料ではありません。



- はたら ひと まも 働く人を守るルールはあてはまりません。(正社員 や ①～③ の人とは違って、第 3 章の ② 働くときのルール、 ③ 健康と安全、 ④ 社会保険・労働保険は関係ありません。)

1-4 けいやく 契約

けいやく まえ けいやく しよるい しら 契約の前に契約の書類を調べます。

- ① けいやく しよるい つぎ か 契約の書類には次のことがはっきり書いていなければなりません。
けいやく しよるい つぎ か しら 契約の書類に次のことが書いてあるかを調べてください。

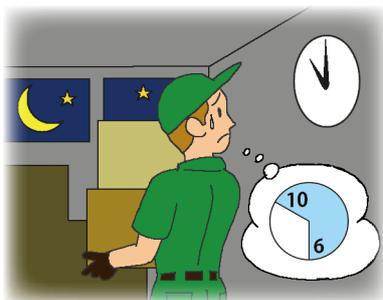
- けいやく 契約はいつからいつまでか
- けいやく お あと つづ あたら けいやく 契約が終わった後、続けて新しい契約ができるかどうか
- どこで、どんな仕事をするか
- しごと じかん やす ひ 仕事の時間や休みの日など
- きゅうりょう 給料はいくらで、いつ、どのようにもらうか
- しごと い どんとき仕事をやめてほしいと言われるか



- ② つぎ かいしゃ けいやく しよるい 次のことについて、会社はあなたと契約できません。契約の書類
つぎ か しら に次のことが書いていないかを調べてください。

- けいやく ちが はら き あなたが契約と違うことをしたら、いくら払うか決める
- かいしゃ かね か まいつき きゅうりょう ひ 会社がお金を貸して、毎月の給料から引く
- そうだん かいしゃ りょこう りょう かね きゅうりょう あなたに相談しないで、会社が旅行や寮などのお金を給料から引く

けいやく あと はたら けいやく ちが 契約をした後、働いているときに、契約と違うことがわかったら、
すぐにけいやく やめることができます。がいこくじんろうどうしゃそうだん 外国人労働者相談コーナー → P.30 に
そうだん 相談できます。



1-5 きゅうりょう 給料

にほん ほうりつ さいていちんぎん さいばんやす きゅうりょう き さいていちんぎん きゅうりょう
 日本では法律で『最低賃金』<=一番安い給料>が決まっています、給料は
 それより高^{たか}くしなければなりません。

- 最低賃金は、都道府県や、仕事で違います（※）。
- 1時間いくらと決まっています。
- 契約の給料が最低賃金より高^{たか}いかどうか、調^{しら}べてください。

（※）働^{はたら}いている都道府県の最低賃金を知りたいときは ↓ を見^みてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/



しごと さいていちんぎん きんがく たか
 仕事によって最低賃金の金額が高くなっていることがありますので、
 し さいていちんぎん はたら かいしゃ ちいき とどうふけんろうどうきょく そうだん
 知^しりたいときは、働^{はたら}いている会社のある地域の都道府県労働局に相談
 してください。

とどうふけんろうどうきょく でんわばんごう
 都道府県労働局の電話番号などは、 ↓ を見^みてください。

<https://www.mhlw.go.jp/link/index.html#roudoukyoku>



2 はたら 働くときのルール

ここでは法律で決めてある働くときのルールを説明します。

会社が決めた細かいルールは『就業規則』と言います。その会社で働く人はだれでも見るができます。会社のルールを知りたいときは、就業規則を見てください。



就業規則は変わることがあるので、ときどき調べてください。

困ったことがあるときは、外国人労働者相談コーナー → P.30 に相談できます。

2-1 きゅうりょう かた 給料のもらい方

- ① お金でもらいます。会社があなたの銀行の口座にお金を振り込むこともあります。
- ② 会社が税金や社会保険のお金を給料から引いて、あなたの代わりに国に払います。
- ③ 1か月に1回以上、決まった日にもらいます。



2-2 はたら じかん やす 働く時間と休み

<p>はたら じかん 働く時間</p>	<p>にち じかん いない 1日に8時間以内 (はたら かた ちが 働き方やシフトで違うこともあります) しゅうかん じかん いない 1週間に40時間以内</p>
<p>やす じかん 休む時間</p>	<p>にち じかん なが はたら ひと ぶんいじょう 1日に6時間より長く働く人は45分以上 にち じかん なが はたら ひと ぶんいじょう 1日に8時間より長く働く人は60分以上</p>
<p>やす ひ 休みの日</p>	<p>しゅうかん にち しゅうかん か いじょう 1週間に1日か、4週間に4日以上</p>
<p>ねんじゅうきゅうきゅうか <u>年次有給休暇</u></p>	<p>やす きゅうりょう で やす 休んでも給料が出る休み (6か月続けて働いていて、しごと 仕事をする日の いじょうしごと き ひと 80%以上仕事に来た人がもらいます)</p>

2-3 残業と休みの日の仕事

- 1日に8時間より長く働くこと。または、1週間に40時間より長く働くこと
- 1週間に1日あるはずの休みの日に働くこと

このように長く働かなければならないときは給料が少し高くなります。

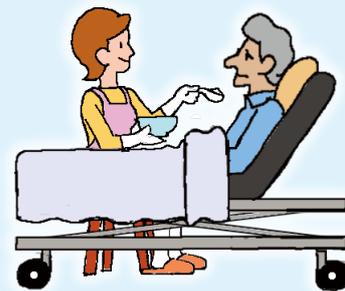
- ① 1日に8時間より長く働いた時間の給料は1.25倍以上になります。(働き方やシフトで違うこともあります)
1か月に60時間より長く働いた時間の給料は1.5倍以上になります。
 - ② 1週間に1日あるはずの休みの日に働いた日の給料は1.35倍以上になります。
 - ③ 午後10時から午前5時までの間に働いた時間の給料は1.25倍以上になります。
- ※ 夜中に残業した時間 (①+③) の給料は1.5倍以上になります。

会社と、働く人の代表の間で「残業は何時間までか」を決めています。
法律で残業は、1か月に45時間以内、1年に360時間以内と決まっており、
会社は、どんなに忙しいときでも、1年で720時間より長く残業をさせてはならず、また、残業と休みの日に働いた時間と合わせて1か月に100時間以上、1か月の平均で80時間より長く働かせてはいけなくなっています。健康のため、できるだけ残業や休みの日の仕事はしないようにしてください。



かいごきゅうぎょう
介護休業

としをとった家族などに必要な世話をするために取る
ことができる休み。休むことができる日は93日まで
で、3回まで分けて取ることができます。介護のため
に仕事を休んだら、雇用保険から『介護休業給付』



<=介護休業をしている間に、雇用保険からもらうことができるお金>が
出ます。いつもの給料の67%のお金をもらうことができます。

2-5 かいしゃ 会社をやめる、しごと お 仕事が終わる、しごと さが 仕事を探す

じぶん 自分からやめる

けいやく 契約でいつまで働くか へたら 決まっていな人



- ① 就業規則 → P.37 で決まっている日（決まっていなかったら
2週間前）までに「会社をやめたい」と会社や上の人に言います。
- ② 『退職届』 <=やめる理由などを書いた書類>を出します。
就業規則を見たり、会社の人に聞いたりして、あなたの会社の
退職届の書き方や出し方を調べてください。
- ③ 周りの人や次にあなたの仕事をする人に、仕事の説明を
します。

けいやく 契約でいつまで働くか へたら 決まっている人

けいやく とちゅう 契約の途中でやめることはできません。特別な理由があるとき
は会社と相談します。

かいしゃ かいしゃ めいれい
会社があなたに会社をやめるようにと命令する

しゅうぎようきそく 就業規則 → P.37 にやめさせる理由が書いてあって、あなたをやめさせるはっきりした理由があるとき、会社はあなたに会社をやめるように命令することができます。

めいれい かいしゃ ひ にちじょうまえ
命令する会社は、やめる日の30日以上前にやめさせることをあなたに伝えます。30日以上前に伝えないときは、30日に足りない日数分の平均の給料をあなたに払います。

かいしゃ かいしゃ たの
会社があなたに「会社をやめませんか」と頼む

かいしゃ かいしゃ めいれい かんが
会社があなたに「命令ではないが、やめることを考えてほしい」と言っても、やめるかやめないかはあなたが決めます。やめたくないときは、会社に「やめません。働き続けます。」と言ってください。

けいやく お
契約が終わる

けいやく かいしゃ しごと
契約が終わったら、その会社の仕事は終わりです。
かいしゃ した か ひと あいだ けいやく お あと あたら
会社は、下に書いてある人との間で、契約が終わった後に新しい
けいやく
契約をしないときは、契約が終わる30日前までに「新しい契約はしない」と言わなければなりません。

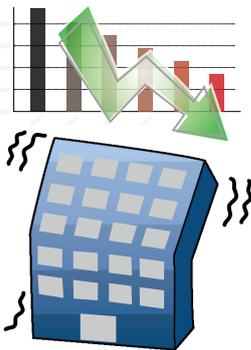
- 3回以上契約をしている人
- 1年より長く続けて働いている人



けいやく お あと つづ おな ところ はたら
契約が終わった後も続けて同じ所で働くことになった人は、新しい契約をします。

かいしゃ あたら けいやく なんかい かいしゃ しごと つづ ひと
会社は、新しい契約を何回もしてその会社の仕事を続けている人の
けいやく ただ りゆう
契約を、正しい理由がないのにやめることはできません。

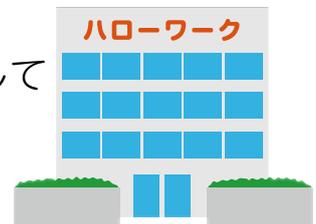
かいしゃ とうさん 会社が倒産 <= 会社のお金がなくなって、会社がなくなること > した



かいしゃ かね 会社がお金がなくなって倒産したため、働いた給料をもらうことができなかつたら、まず、がいこくじんろうどうしゃそうだん 外国人労働者相談コーナー → P.30 で相談してください。くに かいしゃ が かわりに 給料の一部を払うこともあります。

しごと さが 仕事を探す

しごと さが 仕事を探すときは、ハローワーク → P.31 に相談してください。ハローワークでは、次のようなことを、無料でできます。



- ① しごと さが 仕事を探すことや、しごと こま 仕事で困ったことなどの相談をすること
- ② あなたが 働きたい会社を探すこと
- ③ あなたが 働きたい会社にあなたを紹介すること
- ④ あなたが 仕事を探すときに手伝いをする

つうやく 通訳がいる ハローワーク もあります。↓ を見てください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000592865.pdf>



ハローワーク に行くことができないときは、外国語でハローワークに電話ができます。↓ を見てください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000673000.pdf>



ろうどう しゃかいほけん 労働や社会保険についての言葉の意味がわからないときは、やさしい日本語や外国語で調べることができます。

↓ を見てください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu/index.html



3

けんこう あんぜん
健康と安全

はたら ひと けんこう あんぜん しごと ほうりつ
働く人が健康で安全に仕事ができるように、法律でいろいろなことが
き
決まっています。

こま
困ったことがあるときは、がいこくじんろうどうしゃそうだん **→ P.30** そうだん
外国人労働者相談コーナーに相談
できます。

からだ こころ ぐあい しら
体と心の具合を調べる

かいしゃ はい
会社に入ったときと毎年1回、体の具合を
けんこうしんだん しら
『健康診断』で調べます。

こころ ぐあい
心の具合は『ストレスチェック』で年
かいしら
1回調べます。



けんこうしんだん
健康診断やストレスチェックで健康に問題があ
るとわかった人や、ざんぎょう おお つか ひと
残業が多くて疲れている人は、
いしゃ しら
医者に調べてもらいます。必要なら、ざんぎょう すく
なくしたり、しごと か
仕事をかえたりしてもらいます。

しごと げんいん びょうき
仕事が原因のけがや病気

しごと げんいん はたら ひと びょうき
仕事が原因で、働いている人がけがをしたり病気に
なったり亡くなったりしたときは、かいしゃ はい
会社が入っている
ろうさいほけん
『労災保険』 <=会社からお金を集めて、仕事で、けが・びょうき
した
ひとなどを助ける制度>からお金が出ます。会社に行く途中や、
かいしゃ かえ とちゅう じ こ
会社から帰る途中の事故などでもお金が出ます。



- 病院のお金はかかりません。あなたが払うことがあるかもしれませんが、後であなたに返します。
- 仕事を休まなければならなくなった日は、休んだ4日目から、1日の平均の給料の80%くらいのお金をもらいます。(休んだ1日目から3日目までは会社から1日の給料の60%くらいのお金をもらいます)。
- 仕事が原因のけがや病気で仕事を休んでいるときと、その後30日は、「会社をやめろ」と言われません。
- 亡くなったときは、家族がお金をもらいます。

あか かあ まも
赤ちゃんとお母さんを守る

妊娠<=お腹に赤ちゃんがいること>した女性や
赤ちゃんを産んだ女性は、次のことを会社に
頼むことができます。



- 妊娠している間は体に無理のない仕事に変えたい。
- 働く時間は1日に8時間以内、1週間に40時間以内になりたい。
- 残業や休みの日の仕事、夜中の仕事をしたくない。
- 私の健康とお腹にいる赤ちゃんの健康を
確認しに医者へ行くので、仕事を休みたい。
- 医者に言われたので、働く時間を短くしたい。
または、休みたい。

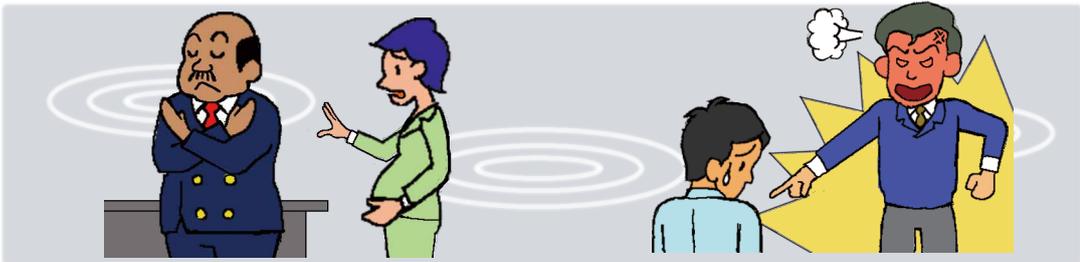


あんしん はたら 安心して働く

あんしん はたら 安心して働いてもらうため会社は次のような差別やハラスメントがないようにします。

- 男性か女性か、日本人か外国人かなどで給料や研修、仕事などを
変える。
- 女性が結婚したり、妊娠したり、赤ちゃんを産んだりしたことを
理由に会社をやめさせるルールをつくる。結婚を理由に女性をやめ
させる。
- パワーハラスメント<=上司など立場が上の人が、部下など立場が下の人をいじ
めること>
- セクシュアルハラスメント
- 妊娠した人や子どもを産んだ人へのハラスメント、子どもを産んで
育てるために休みを取る人などへのハラスメント

もしこのような差別やハラスメントがあったら、「やめてください」
「嫌です」などと言って、会社に相談してください。



そうごろうどうそうだん 総合労働相談コーナー → P.30 などに相談できます。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



やくしょ まどぐち 役所の窓口では、13 の言葉で相談できます。

でんわ そうだん (電話で相談するときは、日本語で話します。)

ハラスメント対策のことが書いてあるウェブサイト
(13の言葉で見ることができます)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



4

しゃかいほけん ろうどうほけん 社会保険・労働保険

日本には「社会保険」・「労働保険」という制度があります。国が、働いている人と会社からお金を集めて、困ったときにそのお金を使って助けます。

会社で働いている人は、給料から社会保険・労働保険（健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険）のお金が引かれます（労災保険は全部会社がお金を出します。）。会社は集めたお金に会社のお金を足して国に渡します。短い時間だけ働いている人は、社会保険に入っていないため、給料からお金が引かれませんが、自分で「国民健康保険」➔P.74や「国民年金」➔P.79に入ってお金を払います。

けんこうほけん 健康保険

けがや病気で病院に行くときのための保険です ➔P.73。



かいごほけん 介護保険

年をとったり、特別な病気になったりして、毎日の生活（食べること・お風呂に入ることなど）をすることが難しくなったときなどに世話をしてもらうための保険です ➔P.88。

こうせいねんきんほけん
厚生年金保険

とし 年をとったり、びょうき 病気やけがをしたりして、しごと 仕事ができなくなったときのためのほけん 保険です。そして、かぞく 家族のために働いていたひと 人が亡くなったとき、かぞく 家族が生活にこま 困らないようにするほけん 保険です。70 さい 歳になっていない人が入ります → P.83。

こようほけん
雇用保険

しごと 仕事が無くなったり、かいしゃ 会社をやめたあとしごと 後仕事が見つからなかったりしたときに、せいかつ 生活の心配をしないうで、あたらしごと 新たな仕事を探ることができるようにするほけん 保険です。

ろうさいほけん
労災保険

しごと 仕事が原因で、はたら 働いているひと 人がけがをしたりびょうき 病気になったり亡くなったりしたときのほけん 保険です → P.44。